

大規模事業評価の答申への対応方針について

平成 29 年 10 月 5 日に岩手県政策評価委員会に諮問し、平成 30 年 1 月 16 日に答申を受けた大規模事業の事前評価及び再評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

(1) 事前評価

【公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業（環境生活部所管）】

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

なお、付帯意見を踏まえ、事業実施にあたっては、Ⅱ期、Ⅲ期の工事の際にも生態系に大きな影響が生じないように配慮していく。

【みたけ学園・みたけの園整備事業（保健福祉部所管）】

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

【岩手県立福岡工業高等学校改築等事業（教育委員会所管）】

答申において評価が妥当と認められたことから、事業を実施する。

(2) 再評価

【岩崎川広域河川改修事業（県土整備部所管）】

答申において、評価は妥当と認められたことから、事業を継続実施する。

なお、今後の整備にあたっては、完成に向けて事業を推進し、事業効果の早期発現を目指す。

2 【参考】大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ H29. 10. 30 第 4 回専門委員会（諮問審議）
- ・ H29. 11. 14 第 5 回専門委員会（継続審議、現地調査）
- ・ H29. 12. 12 第 6 回専門委員会（継続審議、答申案の検討）

大規模事業 事前評価答申結果一覧表

環境生活部

番号	区分	事業名(市町村名)	事業計画				総合評価		答申結果
			着手年度	完成年度	主な事業内容	総事業費(百万円)	対応方針案	理由	
1	施設	公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業(八幡平市)	31	34※1	<p>○事業内容：</p> <p>(1)施設の種類：管理型最終処分場(オープン型)</p> <p>(2)整備予定地：八幡平市平館第2地割地内</p> <p>(3)事業場面積：約71ha</p> <p>(4)開発面積：約38ha</p> <p>(5)埋立面積：約13.4ha</p> <p>○事業期間：</p> <p>【Ⅰ期】平成31年度着工～平成34又は35年度供用開始</p> <p>【Ⅱ期】平成47年度着工～平成50年度供用開始</p> <p>【Ⅲ期】平成62年度着工～平成65年度供用開始</p>	27,072	事業実施	<p>○ 実質的に県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の後継となる処分場を整備することは、必要不可欠なものである。</p> <p>○ また、国においては、公共関与による産業廃棄物の適正処理を一層推進する観点から、環境省が平成29年度に「廃棄物処理施設整備交付金」を新設しており、本県の新たな公共関与型産業廃棄物最終処分場は、当該交付金を活用できる見通しである。</p> <p>○ なお、環境への影響については、「岩手県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施(平成28～30年度)しており、その結果に基づいて適切に対応する。</p> <p>○ 以上のことから、「事業実施」が妥当なものと判断する。</p>	<p>「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の意見を付す。</p> <p>事業期間が長期にわたることから、Ⅱ期、Ⅲ期の工事の際にも生態系に大きな影響が生じないよう配慮すること。</p>

※1 第Ⅰ期工事完成・供用予定時期

環境生活部

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（案）（平成 29 年 10 月 5 日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成 29 年 10 月 5 日付け政推第 205 号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業名 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 審議結果 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。 ただし、次の意見を付す。</p> <p style="text-align: center;">事業期間が長期にわたることから、Ⅱ期、Ⅲ期の工事の際にも生態系に大きな影響が生じないように配慮すること。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。 なお、付帯意見を踏まえ、事業実施にあたっては、Ⅱ期、Ⅲ期の工事の際にも生態系に大きな影響が生じないように配慮していく。</p>

保健福祉部

番号	区分	事業名(市町村名)	事業計画				総合評価		答申結果
			着手年度	完成年度	主な事業内容	総事業費(百万円)	対応方針案	理由	
2	施設	みたけ学園・みたけの園整備事業 (盛岡市・滝沢市)	30	34	<p>○施設の概要及び規模 ・建設予定地 岩手県立療育センターの移転後の敷地(盛岡市手代森6-10-6)及びみたけ学園・みたけの園の敷地内(滝沢市穴口203-4)</p> <p>・施設規模 みたけ学園・みたけの園A(手代森) 3,988.66㎡(学園定員40人、園定員30人)</p> <p>みたけの園B(穴口) 2,079.00㎡(定員30人)</p> <p>合計 6,067.66㎡(基本計画6,140㎡)</p>	3,160	事業実施	<p>○みたけ学園・みたけの園はこれまで入所利用者をはじめ、短期入所や日中一時支援などの在宅福祉サービスを提供し、地域の障がい児・者の支援拠点として大きな役割を果たしてきたが、開設から30年以上経過し施設の老朽化が進むとともに、個室面積が現在の基準と比較すると狭小である等、構造上の制約から、個々の障がい特性に応じたきめ細やかな支援が困難な状況にある。</p> <p>○みたけ学園は、行動障がいや虐待などにより手厚い支援が必要な措置児童などの障がい児に対応し、家庭的な雰囲気の中でそれぞれの障がいに応じた専門的な支援を行うため、原則全室個室、ユニットケアを実施できる施設を整備する必要がある。</p> <p>○みたけの園は、重い障がいのため常時介護を要し、在宅での生活が困難な者に対し、プライバシーを確保し、それぞれの障がい特性に応じた支援を行うため、原則全室個室の施設を整備する必要がある。</p> <p>○併せて、みたけ学園・みたけの園ともに、地域で生活する障がい児・者や家族のニーズに対応した在宅福祉サービスを充実する必要がある。</p> <p>○上述の必要性を踏まえながら、「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」に基づき、改築整備に向けた取組を確実に推進することとしている。</p> <p>○環境、景観への影響についても、岩手県自然環境保全指針、岩手県景観条例及び盛岡市景観条例に照らし、支障となる要因はない。</p> <p>○以上のことから、「事業実施」が妥当であると判断したものである。</p>	「事業実施」として県の評価は妥当と認められる。

保健福祉部

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（案）（平成 29 年 10 月 5 日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成 29 年 10 月 5 日付け政推第 205 号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業名 みたけ学園・みたけの園整備事業 審議結果 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>

教育委員会

番号	区分	事業名(市町村名)	事業計画				総合評価		答申結果
			着手年度	完成年度	主な事業内容	総事業費(百万円)	対応方針案	理由	
3	施設	岩手県立福岡工業高等学校改築等事業(二戸市)	30	32	校舎 4,195 m ² (改築、木造一部RC造)、仮設校舎(2,323 m ²)設置、校舎解体	2,659	事業実施	<p>○ 学校施設は、本県の次世代を担う人材の育成の場として供されるものであり、当該校は開校以来、二戸地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要である。</p> <p>○ 当該校校舎は建築後54年が経過しており老朽化が著しく耐震性も低いことから、老朽化への対応を行うとともに耐震性を確保する必要がある。</p> <p>○ また、当該建物の耐震診断では、耐震性が低いことに加え、コンクリート強度が著しく低いことが指摘されており、コンクリート強度が十分であることを前提として実施する耐震補強改修や長寿命化改修工事の施工は困難であり、改築による事業実施が妥当であると判断したものである。</p> <p>○ なお、環境や景観についても、支障となる要因は無いものである。</p>	「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。

教育委員会

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（案）（平成 29 年 10 月 5 日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成 29 年 10 月 5 日付け政推第 205 号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業名 岩手県立福岡工業高等学校改築等事業 審議結果 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>

大規模公共事業 再評価答申結果一覧表

番号	課名	事業名	路線名等 箇所名	事業計画			再評価結果							再評価 の要件	答申結果	
				着手 年度	完了 年度	総事業費 (百万円)	事業進捗状況		社会経済情勢			総合評価 (対応方針案)				
							進捗 状況	計画 変更	社会 経済	評価 指標	自然 環境					
県土整備部																
1	河川課	岩崎川広域河川改修事業	一級河川北上川水系岩 崎川	H4	H38	20,414	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	⑥	「事業継続」 とした県の評 価は妥当

※再評価の要件：

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して6年度又は10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業（再々評価、再々々々評価）
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業（地域高規格道路及びダム事業に限る）
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）

県土整備部

大規模公共事業の再評価の答申への対応方針（案）（平成 29 年 10 月 5 日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成 29 年 10 月 5 日付け政推第 205 号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業名 岩崎川広域河川改修事業 審議結果 「事業継続」として県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価は妥当と認められたことから、事業を継続実施する。 なお、今後の整備に当たっては、完成に向けて事業を推進し、事業効果の早期発現を目指す。</p>